

# 令和5年3月伊奈町農業委員会総会議事録

令和5年3月24日（金）

## 議 事 録

会 議 名 令和5年3月 伊奈町農業委員会総会  
招集月日 令和5年3月24日（金）  
開会時刻 午前 9時55分  
閉会時刻 午前11時 分  
招集場所 伊奈町役場 第1会議室  
応招委員（農業委員）  
加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 勝明 秋山 英章  
高山 貢一 大塚 俊雄 戸井田武夫  
応招委員（農地利用最適化推進委員）  
渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁  
計 11 名  
欠席委員（農業委員） 小林 久雄  
（農地利用最適化推進委員） なし  
議事録署名 加藤 泰三 白幡 武悟  
事務局職員 大野局長、岡野補佐、石井主任

### 会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻前ではございますが、只今から令和5年3月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員7名の出席でございます。

推進委員は全員出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは 戸井田会長 よろしく願いいたします。

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（9：55開会）

### 議長

ただいまから、令和5年3月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては加藤泰三委員、白幡武悟委員を指名しますので、よろしく願います。

それでは、はじめに、第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

### 事務局

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議

番号3番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説

明。

本案件は、さいたま市にて建設業を営んでいる〇〇〇〇の資材置場が、伊奈町〇〇地内の土地にあり、その敷地の拡張を行う事業計画でございます。

それでは事前にお配りいたしました関係資料、3番のタグ、「第1号議案番号3番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ目は申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図で、場所は、〇〇駅の北側、位置図ですと中央に申請地と示した箇所です。

資料3ページ目は理由書です。理由書に記載されておりますが、申請者はさいたま市において建設業を営んでいる法人でございます。今回の申請地の隣地にて資材置場を所有しておりますが、事業の拡張及び技術革新に伴い、新しい部材の導入や新工法の開発を行う必要が生じたため、増加した資材を置く必要があること。また、入り口部分の拡張を行い、一般車両や従業員の安全確保を行う必要があるため、隣地である本申請地を選定したとのことでございます。

資料4ページから7ページは土地の全部事項証明書。

資料8ページは公図の写し。

資料9ページから10ページは土地利用計画図、土留め設置計画図面です。

資料11ページから15ページは事業計画書。

資料16ページから32ページは資金調達計画書、見積書、融資証明書、土地売買契約のうっしです。

資料33ページから35ページは資材置場の設置に係る資料

資料36ページから39ページは法人の履歴事項証明書。

資料40ページから46ページは現況の写真。

資料47ページから58ページは現在使用している資材置き場の登記簿謄本。

資料59ページから61ページは印鑑証明書。

資料62ページは委任状でございます。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について順次ご説明いたします。

はじめに、立地基準についてですが、申請の土地は第3種農地および第2種農地に区分されます。まず第3種農地にあてはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。

申請地はニューシャトルの〇〇駅から約270mから300mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができます。次に第2種農地にあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、ニューシャトルの丸山駅から約300mから370mの距離にあります。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用は止むを得ないものと思われま

す。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見を添えて知事あて送付してよろしいかご審議ねがいます。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議ねがいます。

説明は以上でございます。

議長

本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

昨日現地を確認しました。少し草が生えていますが、適正に管理されており問題ないと思います。

議長

ほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

事務局

1点補足説明させていただきます。今回の申請地につきまして、入り口部分及び敷地内に水路がございます。この水路につきましては、土木課より占用許可を取っております。また、敷地内の水路部分については、現在は使われておらず、今後払下げをすることを確認を取っております。よって、水路部分につきましては問題ないものと判断しております。

議長

ほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番及び3番については、申請のとおり可決・決定することに決定しました。

次に、第2号議案「令和5年度か最適化活動の目標設定等について（案）」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

それでは、事務局から、「令和5年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）」について、ご説明いたします。

この制度についてですが、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表することとなっております。例年ですと5月の総会にて目標設定および前年度の評価についてお諮りし、6月に公表となっておりますが、最適化活動の見直しにより、令和5年度以降の目標につきましては、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表することとなっております。そのため、今回の総会にて、来年度の目標設定につきましてご審議いただくものです。

それでは、令和5年度の目標とその達成に向けた活動計画の（案）について、ご説明いたします。

それでは、資料1ページからの「令和5年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）」についてご説明します。

この件につきましては、来年度1年間の農業委員会としての目標等を定めることとなります。1ページ目をご覧ください。はじめに「Ⅰ農業委員会の状況」について、でございますが、各種数値及び記載内容については、最新の統計資料等を用いて記入しております。

次に、2ページの「Ⅱ最適化活動の目標」について、でございます。まず、1最適化活動成果目標の（1）農地の集積につきまして、現在管内の農地面積として278haで、これまでの集積面積として83haとなっており、集積率といたしましては、29.9haとなっております。

②目標につきまして、埼玉県集積面積の目標といたしまして、令和12年度までに50%を達成させることとなっております。こちらを準用いたしまして、来年度の新規集積面積を算出しております。面積につきましては8ha、集積率につきましては32.8%となっております。

（2）遊休農地の解消につきまして、現状といたしまして、遊休農地面積が20haでございます。うち緑区分につきましては12ha、黄色区分につきましては、8haとなっております。緑区分の遊休農地の解消目標といたしましては、令和4年度の遊休農地面積の5分の1となっており、2.4haと設定しております。

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消といたしましては、1haと設定しております。

3ページ目をご覧ください。（3）新規参入の促進につきまして、②になりますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する面積につきまして、1.1haとなっております。こちらにつきましては、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上となっております。

つづきまして、2最適化活動の活動目標につきまして説明いたします。こちらにつきましては、各農業委員さん及び推進委員さんが行う最適化活動の日数等の目標でございます。基本的

には今年度と同様の8日間となっております。

(2)、(3)につきましても今年度と同様の目標となっております。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

令和5年度最適化活動の目標の設定等について(案)のとおり決定して公表し、県へ報告することに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手全員です。

よって、案のとおり決定して公表し、県へ報告することにいたしました。

議長

次に、第3号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定」について

それでは、事務局から、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定」について、ご説明いたします。

この指針についてですが、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務と位置付けられました。

伊奈町農業委員会においては令和2の2月に策定しておりますが、この度、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、指針の作成が必須となったことに加え、指針の中に最適化の推進に関する目標、最適化の推進の方法、達成状況の評価の方法について指針を定めることとなっております。

事前にお配りした資料の赤いタグ、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。

1ページ目から3ページ目が改定後の指針、4ページのブランクを挟みまして、5ページ目、6ページ目が改定前のものがございます。今回の変更点につきまして、変更箇所を赤字にしております。

今回の改定にあたりまして、遊休農地の解消目標、担い手への集積目標、新規参入の促進目標につきまして、表を追加しております。表につきましては、当指針設定時(令和2年2月)の現状、改正時の現状として、令和5年3月時点の現状、3年ごとに見直しとなっているため、3年

後の目標、最後に10年後の目標となっております。

また、第2具体的な目標と推進方法の1遊休農地の発生防止・解消について、2担い手への農地利用の集積・集約化について、3新規参入の促進についての項目それぞれの最後に、評価方法について追加しております。

また、第3といたしまして、地域計画の目標を達成するための役割について、を追加しております。

主な変更内容につきまして説明いたします。

まず、第2具体的な目標と推進方法の追加した表についてですが、遊休農地の一年間の解消目標を1ヘクタールと設定しており、この数値につきましては、農業委員、推進委員のみなさんに行っていただいております、農地パトロールの結果を取りまとめますと、年によって増減はありますが、例年約1ヘクタールのペースで遊休農地が解消されておりますことから前回と同じ数字を計上させていただいております。3年後の目標につきましては3ヘクタール減の17ヘクタール、令和12年の目標としましては13ヘクタールとしております。

(3)につきまして、遊休農地の発生防止・解消の評価方法について追加しております。

次に2担い手への農地利用の集積・集約化について、でございます。担い手への集積目標でございますが、令和2年の策定当初の集積面積が約40ヘクタールであり、毎年1ヘクタールの集積を見込んで50ヘクタールという目標を設定しておりましたが、当時の認定農業者数が14であり、現在は33となっております、それに伴い集積面積も大きくなったことから、現在は83ヘクタールとなっております。そのため、現在から毎年1ヘクタール集積することを目標とし、3年後の目標を令和8年の目標を86ヘクタール、策定当初から10年後、令和12年3月の目標として、90ヘクタールとしております。

こちらも同様に(3)として、担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法について追記しております。

つぎに3の新規参入の促進でございますが、現在の数値として、個人4人、法人が3法人となっております、3年後の目標といたしまして、個人の1増、令和12年の目標といたしまして、法人の1増で設定しております。

こちらも同様に(3)として新規参入の促進の評価方法について追記しております。

最後に第3の項目といたしまして、地域計画の目標を達成するための役割について追加しております。内容につきましては、日常的な農地の見守りによる、農地の適正利用の確認、農家への声がけ等による意向把握、地域計画で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、地域計画の定期的な見直しへの協力となっております。

以上が、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案でございます。

この事務局案につきまして、ご協議願います。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

白幡委員

最適化目標の中で、集積目標として50%であるが、指針の中では32.3%となっている

が、問題は無いかな。

事務局

50%の目標については県が示しているものである。農業会議にも確認を取り報告させていただきたい。

議長

ほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

議長

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について決定し公表することに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手全員です。よって、案のとおり決定して公表することにいたしました。

議長

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。大野局長よろしくお願いたします。

大野事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

・流動化更新について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

4月25日、火曜日、伊奈町役場、第3会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:14閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和5年3月24日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_